契約条項 P-2139_210118

1.「管理台帳作成サービス」
甲は、注文書記載の「管理台帳作成サービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
(1) 乙は、甲のシステムを構成する PC Client,PC Server,プリンターの詳細情報を記載する書面(以下「管理台帳」という)を作成します。
(2) 「管理台帳」は、乙所定の項目および書式で作成するものとします。
(3) 乙は、「管理台帳」を注文書記載の場所に納入します。
(4) 乙が「管理台帳」を納入した場合、甲は、すみやかに内容を確認し受領証を乙に交付するものとします。
(5) 「管理台帳」に誤植, 落丁, 乗損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「管理台帳」の納入から3ヵ月間は無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
(6) 甲は、「管理台帳」を甲の業務に使用する目的以外で、「管理台帳」に盛り込まれた乙固有のアイデア,コンセプト,ノウハウを乙の事前の書面による承諾なしに利用または開示・漏洩しないものとします。
(7) 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「管理台帳」の作成作業を中止した場合、甲は、「管理台帳」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での「管理台帳」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡すものとします。
(8) 「管理台帳」納入後に甲がシステムの構成を変更し、乙に「管理台帳」の修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに「管理台帳作成サービス」の契約を締結するものとします。
(9) 「管理台帳作成サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本契約金額を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

2.「レイアウト図作成サービス」
甲は、注文書記載の「レイアウト図作成サービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
(1) 乙は、甲のシステムを構成する PC Client,PC Server,プリンターのレイアウトを記載した書面(以下「レイアウト図」という)を作成します。
(2) 「レイアウト図」は、「管理台帳作成サービス」契約にもとづき甲に納入した「管理台帳」により、乙所定の書式で作成するものとします。
(3) 乙は、「レイアウト図」を注文書記載の場所に納入します。
(4) 乙が「レイアウト図」を納入した場合、甲は、すみやかに内容を確認し受領証を乙に交付するものとします。
(5) 「レイアウト図」に誤植, 落丁, 乗損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「レイアウト図」の納入から 3 ヵ月間は無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
(6) 甲は、別途乙と合意するところに従い、乙が「レイアウト図」を作成するために必要な、甲の施設および設備に関する資料等(以下「甲の提供情報」という)を乙に開示・貸与するものとします。
(7) 「甲の提供情報」のうち、甲の機密情報に属するもの(以下「機密情報」という)については、甲は、前号にもとづき乙に開示・貸与する際に、次に定める方法で「機密情報」として指定するものとします。
① 有体物として提供される場合、当該有体物に「機密情報」である旨の表示を行う
② 口頭で提供される場合、提供時に口頭で指定し、更に提供後 7 日以内に「機密情報」である旨を書面で通知する
(8) 乙は、前号にもとづき甲から「機密情報」を受領した場合、受領証を交付するものとします。
(9) 乙は、「機密情報」を「レイアウト図作成サービス」以外の目的に使用せず、また第三者に「機密情報」が開示されないよう適切な措置を講じるものとします。ただし、次の条項の一に該当するものについては、その範囲から除くものとします。
① 本契約締結時点において既に公知であるか、本契約締結後に公知となった情報。ただし、乙が本契約に違反して公知となったものは除くものとします。
② 本契約締結時点の前後を問わず、法律上正当な権原を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報
(10) 乙は、「レイアウト図」作成業務の全部または一部を第三者に委託する場合、第 9 号の定めにかかわらず、必要な範囲内において第三者に「機密情報」を開示できるものとします。この場合、乙は「レイアウト図」作成業務を委託した第三者に対して、「機密情報」が当該第三者における「レイアウト図」作成業務の作業従事者以外の者に漏洩しないよう適切な措置を講じるものとします。
(11) 乙は、「機密情報」を複製する必要が生じた場合には、甲の事前の承諾を得た上、その指示に従うものとします。ただし、乙はバックアップを目的として、一部に限り「機密情報」の複製を行うことができるものとします。
(12) 乙は、「機密情報」およびその複製物を「レイアウト図」作成業務の完了時に廃棄または甲に返還するものとします。
(13) 甲は、「レイアウト図」を甲の業務に使用する目的以外で「レイアウト図」に盛り込まれた乙固有のアイデア,コンセプト,ノウハウを乙の事前の書面による承諾なしに利用または開示・漏洩しないものとします。
(14) 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「レイアウト図」の作成作業を中止した場合、甲は、「レイアウト図」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での「レイアウト図」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡すものとします。
(15) 「レイアウト図作成サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本契約金額を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

3.「IP アドレス調査サービス」
甲は、注文書記載の「IP アドレス調査サービス」を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
(1) 乙は、甲のシステムを構成する機械装置のうち、IP アドレスが設定されている機械装置の詳細情報を記載する書面(以下「管理台帳」という)を作成します。
(2) 「管理台帳」は、乙所定の項目および書式で作成するものとします。
(3) 乙は、「管理台帳」を注文書記載の場所に納入します。
(4) 乙が「管理台帳」を納入した場合、甲は、すみやかに内容を確認し受領証を乙に交付するものとします。
(5) 「管理台帳」に誤植, 落丁, 乗損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「管理台帳」の納入から3ヵ月間は無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
(6) 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「管理台帳」の作成作業を中止した場合、甲は、「管理台帳」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での「管理台帳」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡すものとします。
(7) 「管理台帳」納入後に甲がシステムの構成を変更し、乙に IP アドレスの調査を依頼する場合、甲および乙は、新たに「IP アドレス調査サービス」の契約を締結するものとします。
(8) 「IP アドレス調査サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本契約金額を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上